

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		「国際戦略総合特区」における特例措置 (国9)(法人税、登録免許税) (地4)(法人住民税、法人事業税) 【新設・延長・ <b>拡充</b> 】
2	要望の内容		<p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税における特例措置について、研究開発に係る特例措置を拡充する。</p> <p>①国際戦略総合特区において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定国際戦略事業を行うために開発研究用減価償却資産を取得して、その事業の用に供した場合には、その取得額に係る特別償却又はその減価償却費に係る既存の研究開発促進税制の税額控除割合の拡充のいずれかを選択できる制度を創設。【法人税に係る研究開発資産の特別償却又は研究開発促進税制の特例】</p> <p>②研究開発促進税制の対象となる試験研究費について、現行、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用とされているところ、研究成果展示のための設備投資に係る減価償却費についても研究開発税制を適用する。【法人税に係る研究開発税制の対象拡充】</p> <p>また、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内(国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区)の土地の上に新築した建物等に係る登録免許税を免除する。</p>
3	担当部局		内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期		平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		平成 23 年度 総合特区制度創設に伴う措置として創設
6	適用又は延長期間		2013年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。

		<p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標5 地域活性化の推進 【施策】 施策目標⑧ 総合特区の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「国際戦略総合特区」内における企業の新規誘致件数、研究開発投資額、当該企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数 等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。</p>
8 有効性等	① 適用数等	「国際戦略総合特区」7か所において適用する。
	② 減収額	1, 000百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>諸外国では研究開発費にかかる税制上の優遇措置が充実しており(例:シンガポールでは国内での支出に対しては 150%が損金算入可)研究開発拠点の誘致を行っているところ、租税特別措置の拡充が、我が国のイノベーションを支える研究開発拠点の海外への流出を防止し、また、海外からの流入を促進させる手段となりうる。</p>
9	相当性	① 税制特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国においては、 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。</li> <li>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</li> <li>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</li> <li>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</li> <li>・平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。</li> </ul>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む」と定められている。</p> <p>委託費等の予算措置が、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることに対し、税制措置は民間活力による研究開発投資を幅広く促進することが可能であり、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相性	「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月